

お客様紹介

株式会社オフィスタイタン

今回のお客様紹介はリコス・スイングデザインカンパニーを運営されている株式会社オフィスタイタン様です。

代表の小川社長は20代ながら関西圏に現在8拠点ものスタジオを運営するだけでなく、「モビゴル」というアプリを開発！！世界中どこでもリモートレッスンが可能なシステムまで運営されている多才な経営者です。



イマドキな印象を持たれるかもしれませんが、「有店舗サービスとウェブサービスの良い点、悪い点を見極め、相互補完することでこれまでにないサービスとレッスンを提供する。」と、常に顧客満足第一の基本をしっかりと重んじておられるように感じます。

さて、この春オープンしたばかりの吹田スタジオには10台ものシミュレーターがあり、まさに圧巻！個室では仲間と一緒に世界中のコースを回るバーチャルの楽しさと実体験スポーツレッスンを同時に体感できる最新システムを導入しています。

決してメタバースの方向性にばかり向いている訳でなく、コロナ前には会員様向けハワイツアーを企画！実際のふれあいも大事にされ、顧客対応に奔走されているのです。これからも若いエネルギーで事業を発展される事でしょう。本当にワクワクしながらお付き合いをさせて頂いております。



スマホアプリの画面です



<https://ricos-sdc.com>

スタイルつうしん Vo.30

2022年8月3日発行



損害保険・生命保険の総合プロデュース

株式会社 ライフスタイル

■西宮本社 兵庫県西宮市甲子園口2丁目 24-24
Tel 0798-66-1566 Fax 0798-66-1565

■東京支店 東京都中央区銀座7-17-13
銀座永谷ビル 10階
Tel 03-3543-3333 Fax 050-3737-0447
<https://happiness-lifestyle.com/>

ライフスタイル 保険 検索



西宮本社



東京支店

取り扱い保険

生命保険、医療保険、ガン保険、傷害保険、
自動車保険、火災保険

事業用保険（上乗せ労災保険、賠償責任保険）など

《ご挨拶》

いつもお世話になります。短い梅雨が終わりあっという間に“夏”になってしまいました。今年もかなりの猛暑となり、同時に節電の呼びかけをされておりますが皆さま熱中症などには十分にお気を付けてくださいますようお願いいたします。

前号でもご案内させていただきましたが、弊社は2022.02に本社ビル竣工に伴い、西宮本社を下記の通り住所変更させていただきました。また電話番号・FAX番号も変更となっております。ご不便をおかけしますが新たにご登録のほど宜しくお願いします。

代表取締役 渡邊朋宏

【西宮本社 新住所・TEL・FAX】

〒663-8113 兵庫県西宮市甲子園口2丁目 24-24
TEL 0798-66-1566 FAX 0798-66-1565

※東京支店の変更はございません

《保険トピックス》

・2022年4月から10月にかけて各種法改正がございます。民法改正により成年年齢の引下げは話題になりましたが、それ以外にもリスクにかかわる法令改正も行われておりますので、詳細は中面ご参照下さい。

《弊社報告》

今年も何とか寄付をすることができました。地域貢献の一環として皆様の思いとともに今後も継続できればと思っております。



進んでいますか？白ナンバー事業者の飲酒検査義務化対策

今年4月から道路交通法が改正され、飲酒検査が義務付けられました。緑ナンバーの事業用自動車だけでなく家用車を営業に使っている白ナンバーの車も含み、5台以上使用していれば対象となります。尚、原付は対象ではなく自動二輪車は1台を0.5台としてカウントされます。

右図①に関しては今年10月迄の準備期間があるとはいえ、「アルコールチェッカーが品薄で手に入らない!」といった声が多い為延期されるようです。

残念ながら私共ではそういったハード面でのサポートが出来ないのが心苦しいところではあります。

ただ、②の安全運転管理者の仕事が増える部分に関して、保険と提携したサービスをご案内する事が可能です。

お客様が本業以外で割かれる時間を減らすお手伝いが出来れば幸いです。

是非、ご相談下さい。

① 正常に作動し故障のない状態の
**アルコール検知器を
保持する必要がある**

準備OK
いつでも使える
携帯もできる



② 内容を記録し、及びその記録を
一年間保存



③ 運転者の状態を
目視等で確認と、
アルコール検知器で確認
(国家公安委員会が定めるもの)



パワハラだけでなく雇用慣行全般に対策を

2年前に施行されました『労働施策総合推進法』は大企業が対象でしたがこの4月から表のような中小企業も義務化されました。

パワハラが起こらないように対策するのは勿論大切ですが、起こってしまった時に備えておく方が具体的な施策としては検討しやすいように感じます。

そういった意味ではパワハラだけでなく、セクハラ等も含めた「雇用慣行賠償」に備える必要があります。「使用者賠償責任保険をかけているから大丈夫でしょ?」というお声をよく頂きますが、同じものではありませんのでご注意ください。

「使用者賠償責任保険」は労災によるケガやうつ病等といった事故が発生し、訴えられた時に備える保険ですが、「雇用慣行賠償責任保険」

は労災事故になっていなくても、精神的・肉体的苦痛を不当に受けた、と訴えられた時に備える保険です。

私共の取り扱う業務災害保険の特約で対応することが出来ますので、早めにご相談いただければと思います。

中小事業主
(①又は②のいずれかを満たすもの)

業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業 (サービス業、医療・福祉等)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種 (製造業、建設業、運輸業等 上記以外全て)	3億円以下	300人以下

火災保険 改定のお知らせ

2022年10月に、各社火災保険の改定が実施されます。「またあ???」と皆様のお声が聞こえてきますが。。なぜ、こんなにも立て続けに火災保険は改定があるのでしょうか??

ズバリ、『各社の火災保険の収支状況が厳しい』からです。

【収支状況が厳しい要因】

- 自然災害による保険金の増加 (図1)
- 自然災害以外(水漏れや破損・汚損事故)による保険金の増加(図2)
- リスクが高い築古物件の増加や修理代単価の上昇といったことが挙げられます。近年、保険料の引上げを各社複数回実施しておりますが、引き続き厳しい収支状況にあります。

今回の主な改定点は

保険料の改定・・・建物の構造・地域・築年数によって保険料の増減率は異なりますが、各社築年数の古い建物は概ね保険料が上がります。

10年契約の廃止・・・最長契約年数が10年から5年に短縮されます。契約期間が長いほど割引率も高いので、契約年数の短縮は実質的な保険料の値上げと同じことと言えます。

免責金額(自己負担額)の増額・・・免責金額とは、保険金が受け取れるような事故が起きた時でも、契約者が負担しなければならない金額のことです。免責金額の引上げ対象となる事故は『水漏れ』『破損・汚損』です。免責金額は5万円の設定となります。

※保険会社によって、対象事故は若干異なりますので担当者へご確認ください。

図1
【2017~2020年度に発生した主な風水災による支払保険金調査結果(各年度主時点、見込み含む)】

年度	主な風水災	支払保険金 (火災保険)
2017年度	平成29年台風18号	300億円
	平成29年台風21号	1,078億円
2018年度	平成30年7月豪雨(西日本豪雨)	1,520億円
	平成30年台風21号	9,202億円
2019年度	平成30年台風24号	2,856億円
	令和元年台風15号(令和元年房総半島台風)	4,244億円
2020年度	令和元年10月25日の大雨	4,751億円
	令和2年7月豪雨	155億円
2021年度	令和2年台風10号	848億円
	令和2年台風10号	932億円

※出典：損害保険料率算出機構【火災保険】参考率改定のご案内より作成



サイバーリスク

近年、サイバー攻撃が急増しております。(図1ご参照)その中でも企業、事業者さまにもっとも多い攻撃が【標的型メール攻撃】と【ランサムウェア】です。

”標的型”とはあたかも通常の業務や依頼であるかのように見せかけるメールを送り添付ファイルを開封させ、所定のサイトへ誘導することでウィルスに感染させるものです。

”ランサムウェア”とは上記のような手法でパソコンのロックや暗号化により使用不能にした後に、もとに戻すことを引換に《身代金》を要求してくるものです。

一度、感染してしまうと企業や事業者では《事業への影響調査》⇒《原因調査》⇒《事態収拾(お見舞金、広報対応)》⇒《再発防止》の手順で甚大な被害となります。某医療法人ではサイバー攻撃を受け、電子カルテにアクセスできず復旧するまで新規患者の受け入れができないという被害も発生。このような被害に遭わないために日頃より怪しいメールや添付ファイルを開かないようにしておくことも必要です。

